

秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例を制定することについて

秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 3 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

工場敷地の高度利用を図ることを目的として、工場立地法第 4 条の 2 第 2 項の規定により、工業系用途地域における一定規模以上の工場に係る緑地面積率及び環境施設面積率の基準を定めるため、制定するものであります。

秦野市特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場敷地の高度利用を図るため、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第2項の規定により、工業系用途地域における特定工場に係る緑地面積率等の基準を定める。

(定義)

第2条 この条例において「特定工場」とは、製造業（物品の加工修理業を含む。）、電気供給業、ガス供給業若しくは熱供給業に係る工場又は事業場（工場立地法施行令（昭和49年政令第29号）で定める業種に属するものを除く。）であって、一つの団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が同令第2条で定める規模以上であるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第2項に規定する区域並びにその区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の準工業地域（以下「甲区域」という。）	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域（以下「乙区域」という。）	100分の10以上	100分の15以上

都市計画法第8条第1項第1号の工業専用地域（以下「丙区域」という。）	100分の5以上	100分の10以上
------------------------------------	----------	-----------

2 前項の表の規定を適用する場合において、緑地が環境施設以外の施設及び太陽光発電施設（以下「環境施設以外の施設等」という。）と重複するとき又は建築物屋上等緑化施設が設けられているときは、環境施設以外の施設等と重複する緑地の面積又は建築物屋上等緑化施設的面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50を上限として緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

（敷地が2以上の区域にわたる場合）

第4条 特定工場の敷地が2以上の用途地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。）にわたる場合で、甲区域、乙区域又は丙区域のいずれかを含むときにおける前条第1項の表の規定の適用については、その敷地において、甲区域、乙区域及び丙区域の占める割合がその敷地の2分の1以上のときは、その占める敷地が広い区域に係る同表の規定をその敷地について適用し、その占める割合が2分の1未満のときは、その敷地については、同表の規定は適用しない。

2 前項の規定により前条第1項の表の規定を適用する場合において、甲区域及び乙区域のそれぞれの敷地における面積が同じであるときは、乙区域に、甲区域及び丙区域のそれぞれの敷地における面積が同じであるとき、乙区域及び丙区域のそれぞれの敷地における面積が同じであるとき又は甲区域、乙区域及び丙区域のそれぞれの敷地における面積が同じであるときは、丙区域に係る同表の規定を適用する。

（緑地の質的な充実等）

第5条 特定工場について法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により届出を義務付けられている者が、第3条の規定により緑地面積率又は環境施設面積率を次の表に定める割合よりも低い割合で整備するときは、緑地の質的な充実、地下水のかん養施設の整備、緑化の推進に役立つ活動及び特定工場の周辺の地域における生活環境の保全に役立つ取組を実施するよう努めなければならない。

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
甲区域	100分の20	100分の25
乙区域及び丙区域	100分の15	100分の20

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長がその地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 工場立地に関する準則（平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「準則」という。）備考1に規定する既存工場等において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条第1項の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、準則備考1及び3の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる準則の規定中同表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる区域に応じ、それぞれに掲げる数値に読み替えるものとする。

区 分	読み替えられる 数値	読み替える数値		
		甲区域	乙区域	丙区域
備考1の二及び 備考3の一	0.2	0.15	0.1	0.05
備考1の三及び 備考3の二	0.25	0.2	0.15	0.1